

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美郷町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 千畑地域

(1) 現況

本地域は、県内有数の穀倉地帯である仙北平野に位置し、稲作等の農業が基幹産業である。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

また、奥羽山麓の裾野に位置する集落地域でも、稲作等の農業が基幹産業となっている。過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、町では特別栽培米を作付し、町内産堆肥の施用を推進することで、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 六郷地域

(1) 現況

本地域は、県内有数の穀倉地帯である仙北平野に位置し、稲作等の農業が基幹産業である。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

また、奥羽山麓の裾野に位置する集落地域でも、稲作等の農業が基幹産業となっている。過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、町では特別栽培米を作付し、町内産堆肥の施用を推進することで、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 仙南地域

(1) 現況

本地域は、県内有数の穀倉地帯である仙北平野に位置し、稲作等の農業が基幹産業である。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

さらに、町では特別栽培米を作付し、町内産堆肥の施用を推進することで、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	千畑区域 六郷区域 仙南区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
②	千畑区域 六郷区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・地域協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。
- ・本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

美郷町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象（田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地）

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、美郷町の地域ごとの「人・農地プラン」において、地域の中心となる経営体として位置付けられている者など、地域の実情に合わせて美郷町長が認定する者とする。

3. その他必要な事項

美郷町が定める農業生産活動等の体制整備を図るため、活動内容の農業生産条件の強化に必要な工種については、次のとおりとする。

（1）ほ場整備

・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入、弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設

（2）水路工

- ・現場施工による用排水路の敷設、水路（コンクリート2次製品）の設置、取水、分水施設の新設、更新、ため池の新設・改修

(3) 道路工

- ・農道の新設、拡幅、農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装、アスファルト舗装